

旭川市家庭的保育事業等認可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、旭川市児童福祉法施行細則（平成12年規則第63号。以下「施行細則」という。）、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例（平成26年条例第48号。以下「条例」という。）、その他の関係法令（国の通知を含む。）に定めるもののほか、法第34条の15第2項に定める家庭的保育事業等の認可及び同条第7項の規定に基づく廃止・休止その他の手続きに当たり遵守すべき事項を定める。

(認可の基本方針)

第2条 家庭的保育事業等の認可は、旭川市子ども・子育てプラン（子ども・子育て支援事業計画）に基づき、人口、就学前児童数、待機児童数及び延長保育等多様な保育サービスに対する需要、周辺の認可保育所の配置状況等を踏まえた将来の保育需要に基づく必要性を考慮して行うものとする。

ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の3号認定子どもの利用定員の総数が旭川市子ども・子育てプランにおいて定める必要利用定員総数に既に達している場合等は、家庭的保育事業等の認可をしないことができる。

(認可申請に係る審査等)

第3条 認可申請に当たっては、条例、施行細則、法その他関係法令のほか、次の各号で定める事項について、事業主体はこれを誠実に遵守しなければならない。また、認可後においてもこれを遵守しなければならない。

(1) 定員規模

家庭的保育事業等の定員は、次の事業の区分に応じ、定員を定めなくてはならない。

ア 家庭的保育事業 1人以上5人以下

イ 小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型 6人以上19人以下

ウ 小規模保育事業C型 6人以上10人以下（ただし、平成32年3月31日までの間にあつては、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。）

エ 居宅訪問型保育事業 1人

オ 事業所内保育事業にあつては、条例第43条の規定を踏まえ、事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主等に係る当該小学校就

学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める子ども・子育て支援法第19条第1項第3項に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）への審査基準

事業者が社会福祉法人等の場合は、条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号の規定に基づく別表1「社会福祉法人等による家庭的保育事業等事業主体適合条件」及び別表2「家庭的保育事業等の基準」により審査を行う。

(3) 社会福祉法人等以外への審査基準

社会福祉法人等以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する申請があった場合は、条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号の規定に基づく別表2「家庭的保育事業等の基準」及び別表3「社会福祉法人以外の者による家庭的保育事業等事業主体適合条件」の基準により審査を行う。

また、本市において認可外保育施設を運営している者が、当該認可外保育施設を家庭的保育事業等に移行する場合にあつては、原則として、旭川市認可外保育施設立入調査等に定める指導基準にすべて適合していること。

(認可申請)

第4条 家庭的保育事業等を実施しようとする者は、施行細則第10条の4に規定する「家庭的保育事業等認可申請書」に加え、別表4「家庭的保育事業等の認可に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(社会福祉法人等以外の者に対する認可の条件)

第5条 市長は、社会福祉法人等以外の者に対して認可を行う場合には、別表5「社会福祉法人以外の者に対する認可の際の条件」に掲げる条件を付すものとする。

(開所日数及び開所時間)

第6条 家庭的保育事業等を行うに当たっての開所時間は、1日11時間を原則とする。

2 休所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始とする。

ただし、休日保育を実施する場合はこの限りではない。

(職員)

- 第7条 条例第30条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）に1を加えた数以上とする。
- 2 条例第30条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知）に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。）に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。
- 3 第1項及び前項の規定は、条例第32条第2項に規定する保育従事者の数及び条例第48条第2項に規定する保育従事者の数に準用する。
- 4 条例第45条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数（10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数）を合算した数（1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数）とし、2人を下回ってはならない。また、短時間勤務の職員を充てる扱いについては第2項を準用する。

(管理者)

- 第8条 小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者は、次に掲げる要件を満たす管理者を配置するものとする。
- (1) 常勤であること。ただし、管理者を前条第1項、第3項及び第4項で規定する保育士又は保育従事者の数に加えることができるものとする。
- (2) 保育所等において2年以上勤務した経験を有する者、これと同等以上の能力を有すると認められる者又は社会福祉事業について知識経験を有する者であること。

(研修の実施)

- 第9条 運営主体は、条例第24条第2項及び条例第32条第1項及び条例第48条第1項の規定に基づく研修として、市以外の機関が行う研修を受講した場合は、別に定める方法により市に届出を行わなければならない。

(連携施設の確保)

第10条 運営主体（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、条例第7条に規定する連携施設（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(報告)

第11条 法第34条の17第1項に規定する報告は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通常報告

運営主体は、家庭的保育事業等の運営状況を各年度に1度以上、別に通知する期限までに市長に報告するものとする。

(2) 臨時報告

運営主体は、施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、救急搬送事案、食中毒事案及び虐待（疑いがある場合を含む。）事案等の児童処遇上重大な事案があった場合には、遅滞なく市長に報告するものとする。

(3) 改善報告

運営主体は、法第34条の17第3項に規定する改善勧告又は改善命令を受けた場合に、おおむね1か月以内に改善の事実又は改善の予定を市長に報告するものとする。

(保育内容)

第12条 事業主体は、利用乳幼児に対する保育を実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に従うこと。
- (2) 児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重すること。
- (3) 利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めること。
- (4) 不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。
- (5) 保育に必要な記録等を整えること。
- (6) 利用乳幼児の健康の保持及び安全の確保においては、十分に留意し、必要に応じて随時把握すること。特に、乳幼児突然死症候群の予防については正しく理解し、睡眠中の安全確認を記録として残すこと。
- (7) 保育従事者は専門性の向上を図るため、積極的に研修等に参加すること。
- (8) その他必要な事項は別に定める。

(給食)

第13条 事業主体は、利用乳幼児に対する給食を提供するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調理室，調理設備，食器等の衛生を厳重に管理すること。
- (2) 利用乳幼児の年齢，発達段階及び健康状態に配慮した給食内容とすること。
- (3) 給食に関する記録等を整えること。
- (4) その他必要な事項は別に定める。

(立入調査)

第14条 市長は、家庭的保育事業等に対して法第34条の17第1項に規定する立入調査を行わせることができる。

2 前項に規定する立入調査は、当該事業所に立ち入り、代表者等及び保育事業者に質問し、必要な事項を調査し、必要に応じて改善を指導することとし、次の各号に掲げるものとする。

(1) 通常立入調査

おおむね1年に1回、認可・確認に関する基準の適合状況を確認するために、事前に代表者等に日時を通知し実施する。

(2) 特別立入調査

次のアからウに掲げる事由があった場合には、事前に代表者等に日時を通知し、又は通知せずに実施する。

ア 法第34条の17第3項に規定する改善勧告に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合で市長が必要と認める場合

イ 法第34条の17第3項に規定する改善命令に対して改善の報告があった場合又は報告期限を過ぎても報告されない場合

ウ 別に定める特別な事由があると認められる場合

(指導監査)

第15条 市長は、この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

(変更の届出)

第16条 国，都道府県及び市町村以外の者が、施行細則第10条の5の規定による変更をしようとするときの届出は、「家庭的保育事業等変更届」に加え、別表8「設備等の変更に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(休廃止の申請)

第17条 法第34条の15第7項の規定に基づく国，都道府県又は市町村以外の者が，家庭的保育事業等を廃止し，又は休止しようとするときの承認申請は，施行細則10条の6に基づき，「家庭的保育事業等休止・廃止承認申請書」に加え，別表8「廃止又は休止に関する書類」に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか，認可等に関し必要な事項は，市長が別に定める。

(附 則)

第1条 この要綱は，平成27年4月1日から施行する。

第2条 家庭的保育事業者等は，連携施設の確保が著しく困難であつて，子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると認められる場合は，この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日までの間，連携施設の確保をしないことができる。

第3条 認可等の手続は，この要綱の施行前においても行うことができる。

別表1 社会福祉法人等による家庭的保育事業等事業主体適合条件(第3条関係)

1 次のいずれにも該当しないこと。

(1) 事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(2) 事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(3) 事業者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(4) 事業者が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(5) 事業者と密接な関係を有する者が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6) 事業者が、法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、

当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (7) 事業者が、法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該事業者に対し当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第35条第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) (6)に規定する期間内に法第35条第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、事業者が、(6)の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 法人の役員等が(1)から(4)まで又は(6)から(9)までのいずれかに該当する者であるとき。

別表2 家庭的保育事業等の基準（第3条関係）

1 家庭的保育事業等の実施に当たって遵守すべき基準（居宅訪問型保育事業を除く。）

室名等	基準
乳児室 ほふく室 保育室 遊戯室	事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること（乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は別の部屋とすることが望ましい。）
調理設備	安全衛生面に配慮した上で、定員に見合う十分な面積及び設備を有し、隔壁等で区画すること。
便所	乳児室、保育室等の配置状況、又は定員等を考慮し、十分な設備を有すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合は、次に掲げる基準を満たす公園、広場等（以下「公園等」という。）であること。 (1) 屋外活動を行うために必要な面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保されている状況にあること。 (2) 保育所からの距離が、幼児が日常的に使用できる程度であり移動の安全が確保されていること。（保育所と隣接した場所にあることを要しない。） (3) 公園等の敷地の所有者が、地方公共団体若しくは公共団体又は地域の実情に応じて信用力の高い者であるなど、保育所による安全かつ継続的な使用が確保されていると認められるものであること。
その他	建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法等を遵守し、特に採光、換気、避難用設備等の入所児童の保健衛生及び危険防止に、十分な注意を払うこと。

2 設置が望ましい設備等（小規模保育事業、事業所内保育事業に限る。）

事務室、調乳室、沐浴室、洗濯室、保育士休憩室、調理室前室、食品庫 調理員用トイレ、相談室、送迎用駐車場及び駐輪場

3 保育室等を2階以上に設置する場合の基準

保育室等を2階以上に設置する場合の基準は、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第57号）に規定する基準とする。

**別表3 社会福祉法人等以外の者による家庭的保育事業等事業主体適合条件
(第3条関係)**

- 1 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。
 - (1) 直近の会計年度において3年以上連続して損失を計上していないこと。(家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を行っている場合は、当該主体全体の財務内容とする。)
 - (2) 家庭的保育事業等の年間事業費の1/2以上に相当する資金を普通預金、当座預金等により有していること。
 - (3) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - ア 建物賃貸借期間が賃貸借契約において3年以上とされている場合
 - イ 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基本的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
 - ウ その他、市長が安定的な事業の継続性の確保が図られると判断した場合
 - (4) 公租公課の滞納がないこと。
- 2 当該家庭的保育事業等の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいう。）が旭川市暴力団排除条例第2条第2項の規定による暴力団員及び暴力団関係事業者による支配を受けないなど、社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

次の(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。ただし、(2)については、事業者の事業規模等に応じ、市長が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。

 - (1) 実務を担当する幹部職員が保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業者等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の事業者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

- (3) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

4 次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 事業者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 事業者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。(5)において同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (5) 事業者と密接な関係を有する者が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- (6) 事業者が、法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第35条第12項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 事業者が、法第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該事業者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第35条第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (8) (6)に規定する期間内に法第35条第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、事業者が、(6)の通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (9) 認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (10) 法人の役員等若しくは法人でない場合はその管理者が(1)から(4)まで又は(6)から(9)までのいずれかに該当する者であるとき。

別表4 家庭的保育事業等の認可に関する書類（第4条関係）

- 1 事業者が法人の場合、定款又は寄付行為
- 2 事業者が法人の場合、法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）原本
※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 3 建物の配置図・位置図
- 4 建物の平面図
- 5 各室面積表（認可を受けようとする年度の4月の保育室等の配置を提出。
乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室は面積を記載すること。）
- 6 建築確認済証又は検査済証
- 7 消防用設備等検査済証の写し（利用定員30人以上の場合のみ）
- 8 運営規程
- 9 事業者が法人の場合、家庭的保育事業等の事業運営に係る事項について、
議決した議事録の写し
- 10 利用契約書
- 11 嘱託医契約書
- 12 連携施設契約書（連携施設を設定している場合）
- 13 従業員一覧及び履歴書
- 14 従業員の勤務体制表（認可を受けようとする年度の4月の予定勤務体制）
- 15 就業規則
- 16 有資格者の資格証明書類の写し
- 17 資産状況の確認書類
（貸借対照表・財産目録・事業計画書・収支予算書・事業主体の通帳残高証明書【通帳が複数有る場合は同一年月日のものに限る。】）
- 18 家庭的保育事業等に係る土地・建物の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
原本 ※直近3ヶ月以内に発行されたもの。
- 19 家庭的保育事業等に係る土地・建物の賃貸借契約書の写し
※賃借している場合のみ提出。
- 20 事業者が社会福祉法人等以外の場合、運営委員会等委員一覧表
- 21 役員一覧兼誓約書
- 22 国税・市町村民税等に未納が無い証明書（完納証明）
- 23 その他必要書類（調理業務委託等契約書の写し等）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表5 社会福祉法人以外の者に対する認可の際の条件（第5条関係）

- 1 条例の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合にはこれに応じること。
- 2 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号。以下「運営基準条例」という。）第50条で準用する運営基準条例第33条の規定に基づき、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
- 3 企業会計の基準により会計処理を行っている者は、2に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 4 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - (1) 前会計年度末における貸借対照表
 - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- 5 市長は、法第58条第2項の規定により、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを行うものとする。

別表 6 名称等の変更に関する書類（第 16 条関係）

- 1 家庭的保育事業等の名称を変更する場合には、家庭的保育事業等の名称を変更することについて議決した議事録の写し
- 2 家庭的保育事業等の事業所の位置を変更する場合には、住居表示変更の証明書等（居宅訪問型保育事業を除く。）
- 3 事業者の名称を変更する場合には、次に掲げる書類
 - (1) 定款変更承諾書の写し
 - (2) 名称変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する）

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。

別表 7 設備等の変更に関する書類（第 16 条関係）

- 1 建物その他設備の規模構造及び使用区分（保育室，遊戯室，乳児室，ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 建物及び土地の変更前後の状況を記載した書類
 - (2) 建物の変更前後の配置図及び平面図（建物の規模構造及び使用区分の変更の場合）
 - (3) 土地の実測図（屋外遊戯場等の変更の場合のみ）
 - (4) 建築確認通知書又は検査済証の写し（建物の規模構造の変更の場合）
 - (5) 土地及び建物の登記事項証明書（登記後に提出する。）

- 2 定員を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 家庭的保育事業等の定員を変更することについて理事会等で議決した議事録の写し
 - (2) 職員の構成を記載した書類
 - (3) 有資格者の資格証明書類の写し
 - (4) 変更前後の部屋別面積表

- 3 事業者の代表者を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 代表者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 代表者の履歴書
 - (3) 法人の場合，代表者変更後の法人登記事項証明書（登記後に提出する）

- 4 管理者を変更する場合には，次に掲げる書類
 - (1) 管理者を変更することについて議決した議事録の写し
 - (2) 管理者の履歴書
 - (3) 要綱第 8 条の要件を充足することを証する書面

※ 提出書類のうち，写しについては代表者の原本証明が必要。

別表 8 廃止又は休止に関する書類（第 17 条関係）

- 1 廃止又は休止することについて議決した議事録の写し
- 2 財産処分の具体的方法を記載した書類
- 3 職員の退職後の状況を記載した書類

※ 提出書類のうち、写しについては代表者の原本証明が必要。